

令和 5 年
広島県水道広域連合企業団議会 10 月定例会
会議録

令和 5 年 10 月 23 日開会

令和 5 年 10 月 23 日閉会

広島県水道広域連合企業団議会

会 議 録 目 次

応招した議員	1
10 月 23 日（月曜日）	2
会議順序	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため議場に出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	4
議事日程	4
開会・開議	5
議席の指定	5
議長の選挙	5
臨時議長あいさつ	5
新議長あいさつ	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
新副議長あいさつ	7
各案を一括上程議題とする	7
企業長提案理由説明	8
質問	9
質問終結	17
採決（一括）	17
監査及び出納検査の結果報告について、本会議での報告を省略することを諮る	17
議長挨拶	17
閉会	18
10 月定例会に提出された議案及び議決の結果	19
会議録署名	20

応招した議員（19 名）

安	井	裕	典	君
下	森	宏	昭	君
桑	木	良	典	君
大	川	弘	雄	君
岡	本	純	祥	君
加	島	広	宣	君
弓	掛		元	君
堀	井	秀	昭	君
奥	谷		求	君
片	山	貴	志	君
山	口	三	成	君
山	下	竜	太郎	君
石	丸	伸	二	君
沖		也	寸	君
時	光	良	志	君
湊		俊	造	君
信	谷	俊	文	君
高	橋	公	樹	君
寄	定	秀	時	君
			幸	君

10月23日（月曜日）

会議順序

- 1 開会、開議
 - 2 議席の指定
 - 3 会議録署名者の決定
 - 4 議長の選挙
 - 5 臨時議長あいさつ
 - 6 新議長あいさつ
 - 7 会期の決定
 - 8 副議長の選挙
 - 9 新副議長あいさつ
 - 10 各案を一括上程議題とする
 - 11 企業長提案理由説明
 - 12 質問
 - 13 質問終結
 - 14 採決（一括）
 - 15 監査及び出納検査の結果報告について、本会議での報告を省略することを諮る
 - 16 議長あいさつ
 - 17 閉会
-

出席議員（19 名）

1	安 井	裕 典	君
2	下 森	宏 昭	君
3	桑 木	良 典	君
4	大 川	弘 雄	君
5	岡 本	純 祥	君
6	加 島	広 宣	君
7	弓 掛	秀 元	君
8	堀 井	秀 昭	君
9	奥 谷	求	君
10	片 山	貴 志	君
11	山 口	三 成	君
12	山 下	竜太郎	君
13	石 丸	伸 二	君
14	沖	也寸志	君
15	時 光	良 造	君
16	湊	俊 文	君
17	信 谷	俊 樹	君
18	高 橋	公 時	君
19	寄 定	秀 幸	君

欠席議員（なし）

説明のため議場に参加した者の職氏名

企 業	長	湯 崎	英 彦	君
事 務 局	長	沖 邊	竜 哉	君
経 営 部	長	八 劍	博 学	君
技 術 部	長	後 藤	博 光	君
総 務 課	長	桑 原	博 強	君
企 画 課	長	谷 口	博 淳	君
会 計 課	長	坂 本	博 聰	君
技 術 管 理 課	長	小 田	健 司	君
業 務 課	長	山 田	和 弘	君
工 務 課	長	黒 上	賢 一	君

水質管理センター長 中 村 完 君

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 達	英 一
書 記	平 井	裕 子
書 記	河 野	勝 暁
書 記	伊 達	直 幸
書 記	阿 部	悠 介
書 記	森 本	健太郎
書 記	徳 永	宏
書 記	星 原	秀次郎
書 記	森 矢	貴 紀

議事日程

10 月 23 日午後 1 時 33 分開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名者決定の件 | |
| 第 2 | 議長の選挙 | |
| 第 3 | 第 43 号議案 | 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 第 4 | 第 44 号議案 | 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 第 5 | 第 45 号議案 | 広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
-

開会・開議

午後 1 時 33 分開会・開議

- 臨時議長（山口三成君） これより 10 月定例会を開きます。出席議員、19 名です。
これより会議を開きます。
-

議席の指定

- 臨時議長（山口三成君） この場合、議席を定めます。議席は、ただいま御着席のとおり指定します。
-

会議録署名者の決定

- 臨時議長（山口三成君） これより日程に入ります。日程第 1、会議録署名者決定の件を議題とします。本件は、議長から指名します。

弓 掛 元 君
堀 井 秀 昭 君

以上、2 名にお願いします。

議長の選挙

- 臨時議長（山口三成君） 次は日程第 2、議長の選挙を行います。
お諮りします。この選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 臨時議長（山口三成君） 御異議なしと認めます。それでは、
議長に

安 井 裕 典 君

を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました安井裕典君を議長の当選人と決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 臨時議長（山口三成君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いします。
-

臨時議長あいさつ

- 臨時議長（山口三成君） ここに議長選挙を終了し、臨時議長の責務を無事果たすこと

ができました。各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。それでは新議長、議長席へお着きになり、ごあいさつをお願いいたします。

【臨時議長退席】

新議長あいさつ

【安井裕典君議長席に着く】

- 議長（安井裕典君） 一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位のご推挙をいただきまして広島県水道広域連合企業団議会の議長に就任することになりました。まことに光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

本水道企業団は、本年4月に事業運営が開始されてから半年が経過しましたが、水道事業を取り巻く現状は、人口減少による収益の減少傾向に加え、今月1日に大竹市で発生した大規模断水に見られるように、老朽化リスクを軽減するための施設・管路の更新や、施設の集約と統廃合の推進など、取り組むべき課題が山積しております。

このような中で、本水道企業団議会といたしましては、執行部と真摯な議論を交わし、これからの課題の解決に向けて取り組んでいく必要がございます。

もとより、公平かつ円滑な議会運営に務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

会期の決定

- 議長（安井裕典君） 引き続いて会議を進めます。

この場合、お諮りします。会期の決定の件を本日の日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。10月定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、さよう決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。
-

副議長の選挙

- 議長（安井裕典君） 次に、お諮りします。副議長の選挙を本日の日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。それでは、副議長の選挙を行います。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、
副議長に

奥 谷 求 君

を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました奥谷求君を副議長の当選人と決選するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いいたします。

新副議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） それでは副議長、副議長席へお着きになり、ごあいさつをお願いします。

【奥谷求君副議長席に着く】

- 副議長（奥谷求君） 一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位のご推挙をいただきまして、広島県水道広域連合企業団議会の副議長に就任することになりました。東広島市議会の奥谷求でございます。

議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう、務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。今後ともですね、この企業団、注目されておりますので、闊達な議論が交わされるよう期待しております。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

各案を一括上程議題とする

- 議長（安井裕典君） ありがとうございました。次は、お手元に配付のとおり、日程第 3、第 43 号議案、「令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算」か

ら、日程第 5、第 45 号議案、「広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

までの各案を、一括上程、議題とします。

企業長提案理由説明

- 議長（安井裕典君） この場合、企業長から提案理由の説明を求めます。
企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- 企業長（湯崎英彦君） 令和 5 年 10 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。本定例会の開会に当たり、ただいま提出いたしました議案の説明に先立ちまして、本水道企業団の取組状況について御報告いたします。

本水道企業団が本年 4 月 1 日に事業運営を開始し、半年が経過いたしました。県と 14 市町の水道事業の経営形態が大きく変革する中、これまで特段の支障なく、住民の皆様へ水道サービスを提供できており、これも議員各位をはじめ、関係者の皆様の御理解、御協力によるものと心から感謝申し上げます。

また、今月 1 日、大竹市において、管路の破損により約 9,000 世帯が断水するという事故が発生いたしました。本水道企業団におきましても、給水車と職員を大竹市に派遣し、広島市や呉市と協力しながら、支援活動として応急給水を実施したところでございます。

大規模な断水が及ぼす住民生活への影響は大きく、私といたしましては、住民生活に不可欠なライフラインを提供する水道事業者として、改めて気を引き締め、水道水の安定供給に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本水道企業団では、基本理念である「安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムの構築」、「水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献」の実現に向け、本年 1 月、令和 14 年度までの 10 年間を計画期間とする「広域計画」を策定いたしました。

現在、この計画に基づき、全体最適の観点から、市町の枠を超えた施設の再編整備や、デジタル化による住民サービス、維持管理業務の効率化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、施設の再編整備につきましては、福富広域浄水場や土師広域浄水場の整備に取り掛かるなど、将来の水需要の減少を見据え、施設の統廃合に着手いたしました。

また、災害や事故が発生しても断水とならないよう、基幹管路の耐震化や宮島海底送水管の二重化、三次市と庄原市を結ぶ緊急連絡管の整備なども開始し、施設の強靱化やバックアップ機能の強化に着手したところでございます。

デジタル化につきましては、全ての事務所で、給水契約の受付をオンライン化するなど、住民の利便性を高めたほか、複数の浄水場の運転監視を一つの運転監視拠点で行う「広域運転監視システム」の整備や、スマートメーターの試験導入など、業務の効率化にも取り組んでいるところでございます。

このほか、組織・管理体制につきましては、シンボルマークとしての団章を制定するなど、本水道企業団のブランディングの構築に取り組むとともに、運用益の拡大を図る観点から、全ての事業会計の資金運用を一元化いたしました。

また、地方機関で執行する予定としていた工事のうち、発注に遅れが生じていた工事を本部が支援し、予定どおり工事進捗を図るなど、組織全体で一体化を持ちながら、業務を進めているところでございます。

引き続き、組織統合による取組の効果が更に発揮できるよう、取り組んでまいります。

次に、今回、提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、補正予算案につきましては、エネルギー価格や物価の継続的な高騰など、当初予算編成後に生じた状況変化を踏まえ、必要な予算の補正を行っております。

具体的には、電力や薬品、資材費等の価格上昇に対応するための経費を計上したほか、建設改良工事の年度内の執行見込みを踏まえた事業費の整理を行っております。

その結果、補正予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせ、水道事業会計におきましては、1億2,900万円の減額、工業用水道事業会計におきましては、562万円の増額となり、令和5年度予算額の累計額は、水道事業会計で548億2,800万円、工業用水道事業会計で53億4,900万円となります。

次に、補正予算以外の議案といたしましては、未処分利益剰余金の処分の1件を提出しております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問

- **議長（安井裕典君）** これより各案に対する質問に入ります。通告者に順次発言を許します。下森宏昭君。

【下森宏昭君登壇】

- **下森宏昭君** 皆さん、こんにちは。広島県議会選出の下森宏昭でございます。
水道企業団による事業運営が開始されて早いもので半年が経過いたしました。この間、水道利用者である住民の皆様、水道事業に携わる関係の皆様において、業務の執行に係る大きな混乱もなく、円滑な業務の引き継ぎがなされたものと認識をしております、企業長をはじめ、執行部の皆様の事業移管に対する尽力に深く敬意を表するものでございます。

水道は、いうまでもなく住民生活と社会経済活動との必要不可欠な基幹インフラの一つであり、水道企業団の理念である「持続可能な水道システムの構築」に向けて、我々議会としても、事業運営に責任を持って関与していく必要があると、改めて深く感じているところであります。

本日は、事前に通告した内容により、水道企業団の事業運営について3点、質問をさせていただきますので、企業長、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で、前向きなご答弁をいただきますことをお願いし、早速質問に入ります。

質問の第1は、今次定例会において、執行部から提出されている水道企業団10月補正予算案についてお伺いいたします。

ロシアのウクライナへの侵略を契機として、原油価格や資源価格の世界的な高騰により、国内の原材料費の高騰や物価高が続いております。

また、人件費についても、岸田内閣、政府の方針として「物価高に負けない構造的な賃上げ」という目標を掲げ、経済の好循環実現に向けた持続的な賃金引き上げを目指すとされています。

こうした状況から、公共事業においても工事単価や労務単価など、直接経費に大きな影響を受けることから、今後、大幅な工事費の増額が生じてくることを想定しておく必要があり、水道事業においても、同様でございます。

そうしたことを踏まえて、10月補正予算案として執行部から提出された水道事業会計の補正予算の内容を精査したところ、今年度執行分の工事費について、翌年度債務の計上が多く見られます。

そこで、各事業会計において翌年度債務の増額の主な内容と、翌年度債務の計上に至った理由について、執行部のご所見をお伺いいたします。

次に、令和6年度の予算編成に向けた方針等についてお伺いいたします。

長引く物価高の影響や、これまでの原油高、原材料費、資材単価及び人件費の上昇により、令和6年度の予算編成においては、これらの影響を加味した適切な予算計上が必要となってくると考えております。

そこで、現時点において、令和6年度当初予算の編成に向けて、適正な工事費の積算について、どのように対応していこうとされているのか、執行部のご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、工業用水道事業の運営について、お伺いいたします。

先日の県議会において、我が会派自民議連の山下守議員から、産業振興の観点から、企業に対する水の供給について、県としてどのように取り組んでいくのか、問いただされ、知事は、「水道企業団と連携し、将来にわたって企業負担がより小さく、企業が希望する時期に供給が可能となるなど、企業ニーズに応じて供給ができるよう、様々な方策について検討している。」と答弁なされました。

また、「工業用水道の整備に対する国の支援の拡充を知事自ら要望し、令和6年度概算要求に、工業用水道の新設に係る費用への支援が盛り込まれた。」とも答弁をされました。

そこで、こうした国の動きも踏まえて、改めて、水道企業団としての、産業振興の観点から、今後工業用水道事業をどのように運営をしていくのか、企業長のお考えをお伺いいたします。

質問の第3は、水道企業団の工事執行についてお伺いいたします。

先日の全員協議会で執行部から工事の執行状況について報告がありましたが、一部の工事で入札の契約手続きに遅れが生じており、広域計画で予定をしている更新工事や設計業務について、令和6年度以降の工事執行と、広域計画に定める目標の達成に向けて影響が出ないか、非常に心配をしているところであります。

広域計画で定めた管路の更新工事、施設の統廃合などの工事は、いずれも緊急性が高く、先程以来、議長あるいは企業長からも話がありましたように、今月の1日には大竹市で発生いたしました基幹管路の破損・漏水による大規模な断水事案で改めて浮き彫りとなった、施設・管路の老朽化の観点からも、いずれの工事も計画どおり施工し、供用開始することが求められております。

こうしたことを踏まえて、水道企業団として今後の対応策や取組方針について、現時点での課題をどのように捉え、それをどのように解決するのか、また、広域計画に定める目標の達成に向けて、どのように取り組んでいこうとされているのか、執行部のご所見をお伺いいたします。

次に、水道企業団の入札契約制度の統一に向けた課題、対応についてお伺いいたします。

水道企業団では、令和5年度の運営開始以来、当分の間は本部及び事務所などに、令和4年度まで適用されている県又はそれぞれの市町の入札契約制度や工事発注の基準、ルールに基づき、工事や設計業務の発注を行っています。

一方で、統一かつ効率的な業務運営の観点から、水道企業団の入札契約制度や工事発注の基準、ルールについては、令和8年度に統一することとしておりますが、基準の統一の過程において、地域の実情やこれまで市町が行ってきた運用が、今後どのように変化していくのか、地元工事事業者への対応はどのように行うのか、など、大変大きく、私自身懸念をいたしているところであります。

そこで、令和8年度の基準、ルールの統一に向けて、地元工事事業者への対応も含めてどのような課題を認識し、どう解決しようとしているのか、入札契約制度や工事発注の基準、ルール作りについては、どのような工程で進めていくのか、執行部のご所見をお伺いいたします。

最後に、私自身の、1点要望させていただきます。

本年の6月に、三原事務所において、入札参加資格要件を満たさない事業者と契約を締結し、その後、双方の合意の上で契約を解除した事例が生じました。これは、入札参加資格に関する要件の変更を、事前に各工事事業者に十分に周知、説明をされなかったことが起因であると同っています。

令和8年度に予定をしている入札契約制度や工事発注の基準、ルールの一統に向けては、水道企業団の設立準備を行ってきた令和4年度も、地元事業者に対する説明会を開催するなど、丁寧な対応をされていると私自身は受け止めておりましたが、令和8年度の制度の一統は、抜本的な制度改正となることから、引き続き、水道企業団の本部が先頭に立って、地域ごとに、丁寧な説明ときめ細かな対応が必要であると考えます。

これまで地域の水道工事や断水、あるいは漏水などで緊急時の対応を行ってきた地元工事事業者に対して、新たな入札契約制度の導入について、より一層の丁寧な説明を行い、基準や運用ルールの一統に向けた理解促進に努めていただくとともに、地元工事事業者の発注機会に十分配慮していただくよう重ねてお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

ご清聴ありがとうございました。

- **議長（安井裕典君）** 当局の答弁を求めます。企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- **企業長（湯崎英彦君）** 工業用水道事業の運営についてお答え申し上げます。

本水道企業団が運営する工業用水道事業は、昭和40年に給水を開始して以降、本県産業の発展を支えるインフラの一翼を担ってまいりましたが、施設の多くは建設から約50年が経過し、本格的な更新時期を迎えているとともに、工業用水の再利用率の向上や地域経済を支えてきた工場の閉鎖等により、工業用水の使用量は減少傾向にあるなど、経営は厳しい状況に直面しているものと認識しております。

しかしながら、こうした中であっても、工業用水を取り巻く環境変化に対し、産業活動に必要な水を、将来にわたって、安定的かつ計画的に供給していくことは、非常に重要なことであると考えております。

このため、施設の統廃合や再配置などによるダウンサイジングを考慮した老朽化施設の効率的な更新や耐震化を適切に行っていくとともに、民間事業者の技術やノウハウの活用、さらには、DXの推進などにより、業務の一層の効率化を進めていくことで、事業の最適化の取組を推進していくなど、経営の健全化を図ってまいりたいと考えております。

また、新規受水や増量の要望がある場合には、企業の生産活動を支えるという観点から、国が創設予定の交付金制度の活用を含めた様々な方策について検討した上で、将来にわたって企業負担がより小さく、企業が希望する時期に供給が可能となるなど、企業ニーズに応じた供給ができるよう取り組んでまいります。

今後とも、県の産業振興に貢献していく観点から、企業ニーズに応じた供給が可能となるよう国や県などと連携しながら、工業用水道事業の安定的な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

- 議長（安井裕典君） 技術部長後藤博光君。

【技術部長後藤博光君登壇】

- 技術部長（後藤博光君） 令和6年度当初予算編成における適正な工事費の積算についてお答え申し上げます。

本水道企業団における水道施設の整備につきましては、広域計画に掲げる施設の最適化や危機管理の強化を図るため、国交付金等を最大限活用しながら、事業を推進しているところでございます。

事業開始初年度となる令和5年度の水道施設の整備状況につきましては、概ね当初の予定どおり事業着手しておりますが、半導体の不足に伴う機器の納期の遅れ等による工事期間の不足や、資材費等の上昇により、一部の工事の手続きが遅れている状況にあり、工事を進める上で想定されるリスクの検証が十分でなかったものがあると認識しております。

このため、令和6年度当初予算の編成にあたりましては、工事の遅延要因となり得るリスクの洗い出しを行った上で適正な工事期間を設定、資材等の物価高騰リスクを見込んだ工事費の設定など、事業の変動要因を見通すとともに、工程の簡素化などコストの縮減に努め、所要見込額を精査してまいります。

その上で、費用対効果なども確認しつつ、広域計画に掲げる効果を達成していくために必要な予算を適切に計上し、議会にお諮りしてまいります。

今後とも、最小の経費で最大の効果を上げることのできる事業を着実に実施し、強固な水道システムの構築に向けて全力で取り組んでまいります。

- 議長（安井裕典君） 企画課長谷口淳君。

【企画課長谷口淳君登壇】

- 企画課長（谷口淳君） 翌年度債務の計上につきましてお答え申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和5年度補正予算案のうち、債務負担行為につきましては、水道事業会計において、従前の限度額から約17億円の増額をお願いしているところでございます。

この増額の内訳につきましては、資材費等の増額により債務負担行為の限度額を変更するものが約8億円、翌年度にわたる工事契約を締結するため、新たに債務負担行為を設定するものが約9億円でございます。

このうち、まず、債務負担行為の限度額を変更する要因でございますが、近年の原材料やエネルギー価格の上昇、半導体の不足による機器の価格上昇などにより工事費等を増額するもので、とりわけ工期が複数年にわたる大規模な管路更新工事や設備工事において、その影響が大きく生じたものでございます。

次に、新たに9億円の債務負担行為を設定する要因につきましては、道路などの関連工事の遅れや仕様変更に伴う業務の追加などにより、今年度に完成予定であった工事等で、翌年度まで工期を延長する必要性が生じたことによるものが約3億円、水需要の増加に対応するため、ポンプ所や配水池の整備などを前倒しし、2か年で実施することとしたものが約6億円でございます。

この度の債務負担行為の設定に当たりましては、工期の延長や工事費を増額するものが含まれますことから、これらの工事の執行に当たりましては、更なる工期の遅れが生じないように、進捗管理を徹底するとともに、工程の簡素化などのコスト削減に努め、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、広域計画に掲げる施設整備が着実に実施できるように取り組んでまいります。

- 議長（安井裕典君） 工務課長黒上賢一君。

【工務課長黒上賢一君登壇】

- 工務課長（黒上賢一君） 建設工事の進捗状況について報告させていただきます。

本水道企業団の今年度の建設工事等の進捗状況につきましては、上半期 272 件の発注を予定しておりましたが、36 件の工事手続きに遅れが発生しております。

この要因といたしましては、他の事業者が発注する道路や下水道事業との工程調整によるもの、受注事業者側の技術者の不足によるもの、資材単価等の物価高騰に伴う工事費の増大により補正予算の編成が必要となったものであり、今後は、これらの事態を未然に防止できるよう、適切に対応していく必要があります。

このため、他事業との工程調整について、道路や下水道事業の遅れも想定し工事期間を複数年度に設定すること、受注事業者が技術者の確保が容易になるよう発注時期を平準化すること、近年の物価上昇など、想定されるリスクを加味するとともに、コスト削減に努め、所要額を精査しながら適切な工事費を見込むことなどにより、工事の完成に遅れが出ないように取り組むとともに、引き続き、工事の進捗状況について、逐次、議会に対し御報告してまいります。

これらの取組に加えまして、広域計画の目標を達成していくためには、今後、継続的に業務の効率化を図りながら、着実に事業を進めていく必要があると考えております。

具体的には、設計と工事を一体で発注する方式の拡大、老朽化した基幹管路の事故発生などリスクに対応できる適切な事前準備の実施、工事の進捗管理の徹底を実施することで、事業期間の短縮や工事費の抑制を図り、広域計画に掲げた水道施設の将来の更新費用や維持管理費の削減、断水リスクの軽減を早期に実現できるよう取り組んでまいります。

- 議長（安井裕典君） 技術管理課長小田健司君。

【技術管理課長小田健司君登壇】

- 技術管理課長（小田健司君） 入札契約制度の統一に向けた課題と対応につきましてお答え申し上げます。

本水道企業団におきましては、効率的な業務運営を実現していく観点から、入札契約制度を統一し、令和8年度から運用できるよう検討を進めているところでございます。

これまで、県や14市町の水道事業における入札・契約に当たりましては、自治体ごとの担当部局において取りまとめられた制度に則ってきたことから、水道工事に参加できる業種や格付けの区分に大きな差異がございます。

さらに、これらを統一していく上では、地域の実情に精通し、危機事案発生時に即時対応が可能な工事事業者の育成・確保の視点が不可欠であると考えております。

このため、本水道企業団の制度の構築に当たりましては、まず、県の制度をたたき台として、各事務所と協議しながら、これまで実施してきた制度との差異をすり合わせてまいります。

また、制度の素案の作成段階から、地域の工事事業者などに御意見をいただき、競争性や手続きの公正性、工事品質の確保等を前提に、地域の事業者の受注機会につきましても配慮してまいりたいと考えております。

今後、今年度内を目途に制度の素案の作成を進め、来年度末までに制度案を取りまとめまいります。

その上で、令和7年度には、地域の事業者など関係者に対し、その内容について周知徹底し、令和8年度から運用を開始してまいりたいと考えております。

- 議長（安井裕典君） 引き続き、質問を行います。弓掛元君。

【弓掛元君登壇】

- 弓掛元君 皆さん、こんにちは。三次市議会選出の弓掛元でございます。よろしくお願いいたします。

さて、令和4年11月の水道企業団の設立と、本年4月の事業運営の開始により、県内水道の広域連携による取組が、大きな一歩を踏み出したところでございますが、私からは、水道事業と関連が深い下水道事業における広域連携のあり方と、広島県における下水道事業の広域連携の取組状況並びに今後の見通しについて、お伺いいたします。

水道企業団の設立により、構成団体の市町の中で水道事業と下水道事業を一体的に運営してきた市町においては、上下水道課の組織を分割し、水道部門を水道企業団の事務所として独立分離させ、下水道部門は、新たに市町の中で組織を立ち上げ、あるいは、組織改編により編入するなど、市町で引き続き管理運営することとして整理されたと聞いております。

これは、水道事業の広域連携を進める上で、必要な組織体制の再編整備であると認識しておりますが、一方で、市町で引き続き管理運営を行う下水道事業については、これまで、水道事業と一体的に管理運営を行う中で培ってきた技術やノウハウの継承、人材の確保や育成といった管理運営を、各市町がそれぞれ単独で行うこととなり、現場レベルでの技術力の維持・向上や人材確保の面において、これまでどおりの取組を進めていくことが困難になるのではないかと懸念しております。

一方で、国の動きとしては、令和6年度に水道整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管され、上下水道一体の整備、更新、維持管理などの予算措置、許可認可や施設管理基準などの権限のうち、水質基準を除く業務を、国土交通省が担うことになるとお聞きしております。

もとより、国土交通省では、これまで下水道整備、管理行政を担ってきており、水処理や管路整備などの知見を有すること、下水道分野での官民連携を推進していることに加え、災害復旧事業への補助対象の拡大や応急復旧時における国の直接的な支援強化などが期待できることから、上下水道一体化に伴う相乗効果が大いに期待される所でございます。

こうした国の動きや市町の状況を踏まえて、広島県における下水道事業の広域連携について、現時点ではどのように取り組まれているのか、また、上下水道の一体的な管理運営に対して、水道企業団としてどのような考えやビジョンを持っておられるのか、執行部のご所見をお願いいたします。

- **議長（安井裕典君）** 当局の答弁を求めます。企画課長谷口淳君。

【企画課長谷口淳君登壇】

- **企画課長（谷口淳君）** 上下水道事業における広域連携の取組と今後の見通しについてお答え申し上げます。

下水道事業につきましては、水道事業と同様に、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の大量更新期の到来による更新費用の増加など、経営環境が厳しさを増す中で、一層、効率的な事業運営が求められているところでございます。

このため、広島県では、これらの諸課題に対処し、持続可能な事業運営を確保するため、県と県内の全市町において検討を行い、令和3年3月に「広島県下水道事業広域化・共同化計画」を策定しました。

現在、県及び各市町は、この計画に基づき、公共下水道の流域下水道への接続や、汚水処理施設の統合などの施設の広域化、業務基準の統一などの維持管理の共同化、災害時支援協定の締結や災害合同訓練の実施などの危機管理の共同化、技術研修の共同実施などの執行体制の共同化に取り組んでいるところでございます。

また、この計画の中で、執行体制につきましては、「各市町において、概成に向けた施設整備が進められていることを踏まえ、市町単位での執行を基本とするが、市町の意向に応じ、水道企業団への事務委託などを実施する。」とされているところでございます。

本水道企業団におきましては、このことも踏まえ、希望する構成団体の下水道使用料の徴収事務を受託するなど、構成団体と連携して、弾力的な業務分担を行い、利用者の利便性の確保や事務執行の効率化を図っているところでございます。

このような中、先ごろ、国におきまして、施設の老朽化などの課題に対し、上下水道一体の取組を推進することが示されたところでございます。本水道企業団といたしま

しては、今後、国の動向も注視しつつ、広島県などの関係機関と連携し、上下水道事業の経営基盤の強化などの観点から、適切な事業執行の手法について検討してまいります。

質問終結

- 議長（安井裕典君） 質問の通告者の発言は以上となります。
お諮りします。これにて質問を終結するに御異議ありませんか。
【「異議なし」と言う者あり】
- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

採決（一括）

- 議長（安井裕典君） これより各案に対する討論に入ります。この場合、討論の通告はありません。
お諮りします。討論なしとするに御異議ありませんか。
【「異議なし」と言う者あり】
- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。
それでは、直ちに一括して採決します。上程中の各案は、原案のとおり決するに賛成の諸君は御起立願います。
【賛成者起立】
- 議長（安井裕典君） 起立多数であります。よって、各案は原案のとおり決しました。

監査及び出納検査の結果報告について、本会議での報告を省略することを諮る

- 議長（安井裕典君） この場合、お諮りします。地方自治法の規定に基づく監査委員からの監査の結果報告及び出納検査の結果報告は、その都度、公報をもって御承知いただけますので、会議での報告は省略したいと思います。御異議ありませんか。
【「異議なし」と言う者あり】
- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

議長挨拶

- 議長（安井裕典君） 以上をもちまして、10月定例会に提出されました議案は、ここに全て議了いたしました。
一言御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、補正予算をはじめ、本水道企

業団の重要案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。
皆様の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第であります。

閉会

- 議長（安井裕典君） これをもちまして、10月定例会を閉会いたします。

午後2時21分閉会

10 月定例会に提出された議案及び議決の結果

令和 5 年 10 月 23 日採決

企業長提出議案

議案番号	件名	議決結果
第 43 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決
第 44 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決
第 45 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決

会議録署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

広島県水道広域連合企業団議会議長

安 井 裕 典

会 議 録 署 名 議 員

弓 掛 元

会 議 録 署 名 議 員

堀 井 秀 昭